

阿南工業高等専門学校学生寮宿日直要項

(平成16年4月1日)

(要項第18号)

(目的)

第1 学生寮宿日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構職員宿日直規則の定めのほか、この要項の定めるところによる。

(勤務体制)

第2 宿日直の勤務体制は、次のとおりとする。

(1) 宿日直勤務は、原則として教職員1名以上が従事するものとする。

(睡眠時間)

第3 宿日直勤務における睡眠時間は、原則として午前0時から午前6時までとする。

(割増賃金の支給対象業務)

第4 宿日直業務中において、大きな事故等に対処した場合は、割増賃金を支給することができる。

(宿日直の割振り)

第5 宿日直勤務の割振りは、寮務主事が定め、校長の決裁を得た上、実施する日の前月の末日までに各教職員に通知するものとする。

(学寮日誌)

第6 宿日直勤務の教職員は、学寮日誌を作成のうえ、寮務主事に提出するものとする。また、学寮日誌の取扱いにおいては、秘密を保持しなければならない。

(事務)

第7 宿日直勤務に係る事務は、学生課寮務係が所掌するものとする。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、宿日直の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校学寮宿日直規程（昭和46年1月1日規程第1号）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。